⑶⑹　その他投資資産の主要なもの
ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
ｃ　当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
ｄ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（⑶④ｃ又は⑶⑤ｂに掲げる事項）を記載すること。投資法人が、海外不動産保有法人の発行する株式等の総数の50％を超えて株式等に係る権利を有する場合には、これらに加えて、当該海外不動産保有法人の概況及びその投資する不動産について、⑶⑤ｃに準じて記載すること。
ｅ　投資資産がｄに掲げる権利以外の権利である場合には、ｄに準じて記載すること。

⑶⑺　運用実績
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

⑶⑻　純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、投資法人の総資産額、純資産総額及び内国投資証券１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
また、当該内国投資証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

⑶⑼　分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、内国投資証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

⑷⓪　自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」⑶④に規定する収益率をいう。）を記載すること。

⑷①　手続等の概要
「第三部　投資法人の詳細情報」の「第２　手続等」に記載される事項を要約して記載すること。

⑷②　管理及び運営の概要
「第三部　投資法人の詳細情報」の「第３　管理及び運営」に記載される事項を要約して記載すること。

⑷③　財務ハイライト情報
ａ　「第三部　投資法人の詳細情報」の「第５　投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（⑹⑦に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第61条の規定により注記される事項を含む。）、「損益計算書」（⑹⑧に掲げる損益計算書をいい、同条の規定により注記される事項を含む。）、「金銭の分配に係る計算書」（⑺⓪に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。）及び「キャッシュ・フロー計算書」（⑺①に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部　投資法人の詳細情報」の「第５　投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（ｂにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。
ｂ　財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。⑹⑹ａにおいて同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

⑷④　内国投資証券事務の概要
当該届出に係る内国投資証券に関し、次の事項を記載すること。
ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
ｂ　投資主又は投資法人債権者（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の３第１項第７号に規定する投資法人債権者をいう。）に対する特典
ｃ　内国投資証券の譲渡制限の内容
ｄ　その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

⑷⑤　投資法人の詳細情報の項目
ａ　「第三部　投資法人の詳細情報」に記載すべき事項の項目名を記載すること。
ｂ　「第三部　投資法人の詳細情報」に記載すべき事項のうち、法第27条において準用する法第15条第２項の規定によりあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項がある場合には、当該事項の項目名の次に当該事項を記載すること。

⑷⑥　投資法人の沿革
設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。

⑷⑦　役員の状況
有価証券届出書提出日現在における投資法人の役員（設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあっては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。

⑷⑧　その他
ａ　投資法人の役員の変更についての監督官庁、投資主等による承認等の要否並びに承認等が必要とされている場合にはその根拠及び承認等の手続について記載すること。
ｂ　規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
ｃ　訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

⑷⑨　申込（販売）手続等
ａ　内国投資証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
ｃ　内国投資証券１単位当たりの販売価格が内国投資証券１単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑸⓪　買戻し手続等
ａ　内国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　内国投資証券１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑸①　資産の評価
内国投資証券１単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑸②　保管
内国投資証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替投資法人債については、この限りでない。